

暮らしの情報

子育て世帯への臨時特別給付金 申請は3月31日まで

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する臨時特別給付金を支給。申請が必要な人の手続きは3月31日(休)まで(申請が必要な人以外で児童手当を受けている人は12月27日に支給済みです)。

【対象】平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に生まれた子どもを養育する親等(児童手当制度の特例給付にあたる年収960万円以上(扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安の人を除く))

【申請が必要な人】

- ◆所属庁から児童手当(特例給付を除く)を受け取っている公務員◆子の年齢が16〜18歳のみの親等の養育者◆令和3年10月分以降の児童手当受給者で、令和4年3月31日までに生まれた新生児を養育する親等

【申請方法】申請書に児童手当証明書(児童手当証明書がない場合は、本人と配偶者の課税証明書か非課税証明書。ただし、令和3年1月1日に舞鶴市に住民票がある人は省略可)、口座確認書類、

本人確認書類を添付し、郵送か持参で子ども支援課へ。

▼詳しくは、子ども支援課(☎66・1094)へ。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、さまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしを支えるため給付金を支給します。支給には手続きが必要です。

【支給額】1世帯当たり10万円

【対象・受給手続き】

- ◆基準日(令和3年12月10日)に、世帯員全員が令和3年度住民税非課税である世帯(非課税世帯)…支給対象として市で確認ができた世帯から、順次「確認書」を送付しています。届いた「確認書」にあるコードからオンラインで申請するか、必要事項を「確認書」に記入し市へ返送してください。返送期限は5月31日(必)まで。
- ◆非課税世帯以外で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世帯員全員の令和3年1月以降の収入が非課税相当となった世帯(家計急変世帯)…申請書(福祉企画課、生活支援相談センター)、社会福祉協議会に備え付け。市ホームページからダウンロード可。郵送請求希望者は専用ダイヤル(☎68・9012)へ持参か郵送で臨

時特別給付金担当へ。申請は9月30日(金)まで

【支給時期】市で確認書(申請書)を受理した日から約2〜3週間後

【問い合わせ先】臨時特別給付金担当福祉企画課(☎68・9012)

文化財補助金の相談受付

文化財として価値が高いと認められる神社や寺院、地域に伝わる貴重な文化資料・伝統行事の保全活動は、府の補助を受けることができます。相談期間は2月28日(月)まで。

【対象】◆明治時代以前に建てられた神社・寺院などの建物修理◆明治時代以前の仏像、仏画・ふすま絵など美術工芸品の保存やその保存に必要な収蔵庫の整備◆戦前から伝承されている民俗芸能(伝統行事で用いられる太鼓、屋台などの修理や衣装の購入 など)

▼詳しくは、文化振興課(☎66・1019)へ。

歯周疾患検診の受診期限は今月末まで

令和3年度の歯周疾患検診は2月28日(月)まで。受診していない人は、早めに予約をしてください。受診には検診案内兼受診券、保険証を持参してください。

【場所】市内協力歯科医療機関(市ホームページで確認可)

意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します(氏名などは公表しません)。

▼詳しくは、人権啓発推進課(☎66・1022、FAX62・9891)へ。

障害福祉サービス・重複利用者などの負担を軽減

令和3年2月〜4年2月に利用した障害福祉サービスに対し、所得区分ごとに定めた利用者負担の上限額の超過分を支給します。また、介護保険サービスに移行した人の利用者負担の軽減もあります。

◆高額障害福祉サービス費

【内容】利用者負担(月額、高額介護サービスなどで償還された費用や食・光熱水費などは除く)の合計が、国が定める上限を超えた分(ただし、児童の場合は利用するサービスのうち最も負担上限額の高い額を超えた分)

【対象の世帯】◆障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)や児童福祉法に基づき児童通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス)、障害児施設を利用する人がいる◆障害福祉サービスと補装具、障害福祉サービスと介護保険のサービスを併せて利用している人がいる(障害福祉サービス費の負担額が0円の人

ページで確認可)

【内容】歯周病検査や歯科一般検査、ブラッシング指導

【対象】今年度40歳・50歳・60歳・70歳の市内在住の人(治療中、総入れ歯の人は対象外)

【料金】600円(70歳、生活保護、非課税世帯、舞鶴市国保加入者は無料)

【申し込み方法】直接協力歯科医療機関へ。

▼詳しくは、健康づくり課(☎65・0065)へ。

償却資産申告書の提出

固定資産税は土地や家屋のほか、償却資産(事業用資産)も課税の対象です。1月1日時点の状況申告がまだの人は早めに京都府地方税機構へ申告してください。

▼詳しくは、京都府地方税機構(☎075・414・4503)へ。《税務課》

市役所や金融機関などの職員をかたる電話にご注意を

還付金詐欺の被害に遭わないために、ATMコーナーでは携帯電話の通話を控えてください。携帯電話で通話しながらATMを操作している人を見かけたら、詐欺に遭っている可能性があるため、声掛けをお願いします。

▼詳しくは、舞鶴警察署生活安全課(☎75・0110)へ。《市民課》

市の人口と世帯数

人口 78,878人 (-156人) 世帯 34,848世帯 (-67世帯)
男 39,448人 (-87人) 女 39,430人 (-69人) ※令和4年1月1日現在の推計人口。()内は前月比。

パブリック・コメント 男女共同参画計画(1)意見を

「男女共同参画計画(第3次)まじいプラン」が計画期間の中間年を迎えるため、昨年度に実施した市民・事業所アンケート結果を反映し、一部改定を進めています。

このたび、計画(案)がまとまりましたので、市パブリック・コメント(手続制度)(市民意見提出制度)に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。

【提出方法】様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し「男女共同参画計画(案)に関する意見」と明記し、郵送か持参、ファクスで人権啓発推進課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

【募集期間】2月20日(月)まで

【案の公表場所】人権啓発推進課(市政情報コーナー)、男女共同参画センター、西支所、加佐分室、まなびあむ、各公民館、東・西図書館、各市民交流センター。市ホームページにも掲載。

【提出された意見の取り扱い】提出された意見などを考慮して最終案を作成。また、意見の概要と意見に対する市の考え方を整理し公表します(氏名などは公表しません)。

▼詳しくは、人権啓発推進課(☎66・1022、FAX62・9891)へ。

パブリック・コメント 人権教育・啓発推進計画(1)意見を

平成23年度に「人権教育・啓発推進計画」を策定し、計画期間を10年としてさまざまな人権課題の解決に向け、人権教育・啓発を推進してきました。今後も各施策を計画的かつ継続的に進めるため、新型コロナウイルスなど新たな人権課題を盛り込んだ「第2次舞鶴市人権教育・啓発推進計画」の策定を進めています。

このたび、計画(案)がまとまりましたので、市パブリック・コメント(手続制度)(市民意見提出制度)に基づき、市民の皆さんから意見を募集します。

【提出方法】様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し「第2次舞鶴市人権教育・啓発推進計画(案)に対する意見」と明記し、郵送か持参、ファクス、ホームページ問い合わせフォームで人権啓発推進課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

【募集期間】2月20日(月)まで

【案の公表場所】人権啓発推進課(市政情報コーナー)、西支所、加佐分室、まなびあむ、各公民館、東・西図書館、フレアス舞鶴、各市民交流センター。市ホームページにも掲載。

【提出された意見の取り扱い】提出され

【提出された意見の取り扱い】提出され

【提出された意見の取り扱い】提出され

【提出された意見の取り扱い】提出され

重複利用者負担の上限月額

所得階層区分	月額(上限)
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	7,500円
市民税課税世帯	12,300円
市民税課税世帯	18,600円
市民税課税世帯	37,200円

は対象外◆特定の障害福祉サービスを5年以上利用した人が65歳になり、それと同等の介護保険制度のサービスを利用し一定の条件に該当する

※ただし、児童の場合は利用するサービスのうち最も負担上限額の高い額

◆重複利用者への支給

【内容】利用者負担額(月額)の合計が、府・市の定める上限額を超えた分(左表)

【対象のサービス】◆在宅生活者の障害福祉サービス◆自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)◆補装具

【申請方法】口座振込に必要なもの(印鑑通帳など)と領収書を持参し、3月14日(月)までに障害福祉・国民年金課(☎66・1033、FAX62・7957)か子ども支援課(☎66・1094、FAX62・7957)、西支所保健福祉係(☎77・2253、FAX77・1800)へ。